

衆議院 内閣委員会 議録 第一号

本国会召集日(平成十二年九月二十一日)(木曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

- 委員長 佐藤 静雄君
理事 大野 松茂君 理事 阪上 善秀君
理事 平沢 勝栄君 理事 持永 和見君
理事 山元 勉君 理事 齊藤 鉄夫君
理事 塩田 晋君
岩倉 博文君 岡下 信子君
熊谷 市雄君 自見庄三郎君
谷川 和穂君 谷田 武彦君
近岡理一郎君 根本 匠君
二田 孝治君 森 英介君
荒井 聰君 井上 和雄君
石毛 鏡子君 中田 宏君
植崎 欣弥君 山花 郁夫君
白保 台一君 松本 善明君
植田 至紀君 北村 誠吾君
栗屋 敏信君 徳田 虎雄君

平成十二年十月二十四日(火曜日)

午後四時開議

出席委員

- 委員長 佐藤 静雄君
理事 大野 松茂君 理事 阪上 善秀君
理事 平沢 勝栄君 理事 持永 和見君
理事 荒井 聰君 理事 山元 勉君
理事 齊藤 鉄夫君
岩倉 博文君 岡下 信子君
熊谷 市雄君 自見庄三郎君
谷川 和穂君 谷田 武彦君
近岡理一郎君 根本 匠君
二田 孝治君 井上 和雄君
石毛 鏡子君 中田 宏君
植崎 欣弥君 山花 郁夫君

松本 善明君 植田 至紀君
近藤 基彦君

国務大臣 (総務庁長官) 統 訓弘君
総務政務次官 海老原義彦君
政府特別補佐人 中島 忠能君
(人事院総裁)
内閣委員会専門員 新倉 紀一君

十月二十四日

北村 誠吾君 補欠選任 近藤 基彦君

同日

近藤 基彦君 補欠選任 北村 誠吾君

同日

理事佐々木秀典君九月十八日委員辞任につき、その補欠として荒井聰君が理事に当選した。

十月二十四日

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案(内閣提出第一四号)

同月十一日

恩給法を憲法に照らして改正することに関する請願(土肥隆一君紹介(第五一五号))
は本委員会に付託された。

十月十日

平和憲法を守ることに関する意見書(新潟県中条町議会(第一号))
包括的個人情報保護法の制定に関する意見書(埼玉県上福岡市議会(第二号))
国及び地方公共団体の情報の有効活用に関する意見書(神奈川県中井町議会(第六四号))

同月十二日

公務員労働者の新賃金早期決定に関する意見書(福井県小浜市議会(第一六二号))

同月十八日

公務員労働者の新賃金早期決定に関する意見書(福井県美浜町議会(第三二〇号))
ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護に関する法律の早期制定に関する意見書(大阪府枚方市議会(第三二二号))

同月二十三日

公務員労働者の新賃金早期決定に関する意見書(福井県武生市議会(第四七六号))
ドメスティック・バイオレンス防止法の制定に関する意見書(埼玉県和光市議会(第四七七号))
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国政調査承認要求に関する件
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

この際、理事の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じますが、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長は、理事に荒井聰君を指名いたします。

○佐藤委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。本会期中行政機構並びにその運営に関する事項、恩給及び法制一般に関する事項、公務員の制度及び給与に関する事項、栄典に関する事項、以上の各事項について、衆議院規則第九十四条の規定により、議長に対して承認を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○佐藤委員長 次に、内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。統務庁長官。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○統務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本年八月十五日、一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告が提出されました。政府としては、その内容を検討した結果、勧告どおり実施することが適当であると認め、一般職の職員の給与に関する法律等について所要の改正を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

一般職給与法の改正の第一点は、扶養手当について、配偶者以外の子等扶養親族に係る支給月額を、二人までについてはそれぞれ六千円に、三人目からについては一人につき三千円に引き上げることとあります。

第二点は、十二月期における期末手当の支給割合を○・一五五分、勤勉手当の支給割合を○・一五五分、期末特別手当の支給割合を○・一五五分それぞれ引き下げることであります。

以上のほか、施行期日、適用日その他この法律の施行に關し必要な措置等を規定することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○佐藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十六日木曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後四時四分散會

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正) 第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「五千五百円」を「六千円」に、「二千円」を「三千円」に改める。

第十九条の四第二項中「百分の百七十五」を「百分の百六十」に、「百分の百五十五」を「百分の百四十」に改める。

平成十二年十月三十日印刷

平成十二年十月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K

第十九条の七第二項中「加算した額」の下に「六月に支給する場合においては」、「百分の八十」の下に、「十二月に支給する場合においては百分の五十五(特定幹部職員にあつては、百分の七十五)を加える。」

第十九条の八第二項中「百分の百七十五」を「百分の百六十」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成八年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「新給与法」の下に「第十一条の三」を加える。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十三年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(次項において「改正後の法律」という。)の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

4 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち、一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項の次に一項を加える改正規定中「百分の百七十五」を「百分の百六十」に、「百分の百五十五」を「百分の百四十」に改め、同法第十九条の七第二項後段の改正規定中

「加算した額」の下に、「六月に支給する場合においては」、「百分の八十」の下に、「十二月に支給する場合においては百分の五十五(特定幹部職員にあつては、百分の七十五)を加え、同法第十九条の八第二項の次に一項を加える改正規定中「百分の百七十五」を「百分の百六十」に改める。

理由

人事院の国会及び内閣に対する平成十二年八月十五日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の扶養手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の額の改定を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。